

3. 事故が発生した際の手続き

各校PTA（会長）より、取扱代理店・扱者へ事故証明書兼事故発生通知書（様式2）と参加したPTA行事を証明する書類を事故の日から30日以内にFAXにてお送りください。

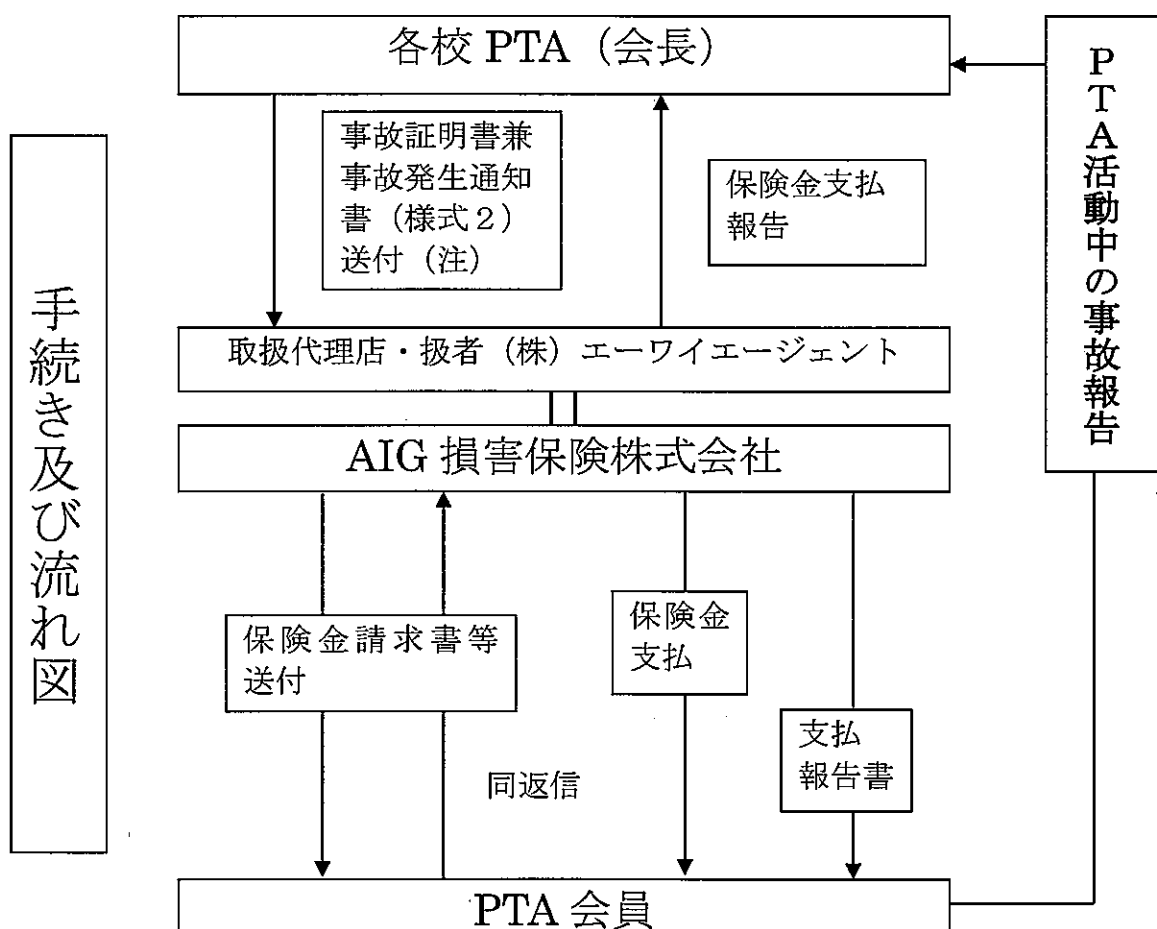
その後、原本と行事を証明する書類を取扱代理店・扱者へお送りください。

様式	書類名	提出先	提出期限
様式2	・事故証明書兼事故発生通知書 ・参加したPTA行事を証明する書類（*1）	取扱代理店・扱者 （株）エーワイ エージェント	事故の日から30日以内にFAXのうえ、原本をお送りください。
様式3	・ボランティア参加者名簿（*2）		様式2の原本と同時に お送りください。
様式4	・出席事前通知書（*2）		

*1 総会資料、開催案内等

*2 ボランティア参加者または代理人出席者が保険金請求者のときは、別紙（様式3）または（様式4）を事故証明書兼事故発生通知書（様式2）といっしょにご提出ください。（ボランティアとは、PTAが事前に行事への参加を認めた方）

※ご請求の内容により別途診断書等の提出をお願いする場合があります。



※ 保険金請求について

- ・傷害事故の場合は、ケガをした本人が保険金請求手続きをとり、保険金は本人へのお支払いとなります。
- ・賠償事故の場合は、各校PTAが保険金請求手続きを行い、被害者との間で賠償額を決定（AIG 損害保険株式会社へ事前連絡要）した後、「保険金支払い指図書」指定の口座へのお支払いとなります。